

(健Ⅱ163F)  
令和2年6月9日

都道府県医師会  
郡市区医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菡 敏

新型コロナウイルス感染症に伴う定期の予防接種の実施に係る周知等について

予防接種法に基づく定期の予防接種（以下、「定期接種」という。）の実施につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生下においても、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、新型コロナウイルス感染症への感染防止に係る適切な対応を講じた上で、基本的には引き続き定期接種を実施するよう依頼がなされているところです。（令和2年3月26日付け（健Ⅱ342F）をもってご連絡済み）

今般、あらためて定期接種が着実に実施されるよう、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

同事務連絡では、外出自粛要請等の新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴う未接種者が生じないようにすることが必要であるとし、引き続き接種機会を確保するとともに、被接種者及び保護者が定期接種を控えることがないよう、関係機関と連携し十分な情報発信を行うことを求めています。

また、これまで接種を控えていた者に対しても、長期療養特例を活用しつつ、この機会に未接種者を減らすよう努めることとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等への周知協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

## 新型コロナウイルス感染症に伴う定期の予防接種の実施に係る周知等について

日頃より予防接種行政の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の実施については、別添 1 のとおり、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」（令和 2 年 3 月 19 日付厚生労働省健康局健康課事務連絡）において、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、新型コロナウイルス感染症への感染防止の措置を図りつつ、引き続き実施するようお願いしているところです。

各地方自治体における予防接種担当部局におかれては、下記のとおり、定期接種が着実に実施されるよう、定期接種を控えないための情報発信も含めた適切な対応をお願いいたします。また、管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）への周知をお願いいたします。

### 記

- 1 定期接種については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、外出自粛要請等の新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴う未接種者が生じないようにすることが必要であること。このため、引き続き接種機会の確保を図るとともに、被接種者及び保護者が定期接種を控えることがないよう、関係機関とも連携して十分な情報発信を行うこと。
- 2 情報発信に当たっては、予防接種・乳幼児健診を適切な時期に実施することの重要性に関する周知・広報を目的としたリーフレットを別添 2 のとおり作成したので、活用いただきたいこと。また、厚生労働省としても、6 月 8 日から順次、プレスリリース、政府広報、厚生労働省 twitter 等を通じ、重点的な広報を行う予定であることから、各自治体におかれてもこれらと連動した積極的な情報発信に努めていただきたいこと。

- 3 これまで定期接種を控えていた者については、別添 1 の 2 においてお示しした特例も活用しつつ、本機会に未接種者を減らすよう努めること。

(参考) 厚生労働省HP 「遅らせないで！子どもの予防接種と乳幼児健診」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11592.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11592.html)

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について

今般、新型コロナウイルス感染症について、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和 2 年 2 月 25 日。以下「基本方針」という。）が決定されたところです。

各地方自治体における予防接種担当部局においては、基本方針の趣旨に留意するとともに、予防接種事業等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いいたします。また、都道府県においては、管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）への周知をお願いします。

## 記

- 1 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による定期の予防接種（以下「定期接種」という。）については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種年齢を定めて実施しているものであることから、基本的には引き続き実施すること。特に乳児の予防接種を延期すると、感染症に罹患するリスクが高い状態となることから、関係者と協力して接種機会の確保を図る必要があること。

実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、予防接種を実施する医療機関等において、例えば、被接種者及びその保護者が、疾病の診療目的で来院した患者と接触しないよう、時間帯又は場所を分けるなどの配慮を行うとともに、器具や従事者を介した院内感染の防止についても適切な対応を取ること。

- 2 定期接種の接種時期については、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 1 条の 3 第 1 項に規定されているが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、地域の実情に応じ、上記 1 の対応に当たって困難を来す場合や、特に高齢者への接種や追加接種に当たって、接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期

することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第 2 条の 5 第 3 号に該当するものと取り扱って差し支えないこと。

- 3 上記 2 により、規定の接種時期を超えて接種を行った場合について、定期接種実施要領 20（5）に係る厚生労働省への報告については、1 件ごとの報告は不要であり、年度ごとに、ワクチンごとの接種件数及び人数をまとめて、都道府県を通じて翌年度の 6 月 30 日までに報告すること。様式については、別途お示しする予定である。

（参考）厚生労働省HP 「新型コロナウイルス感染症について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

# 遅らせないで！ 子どもの**予防接種**と **乳幼児健診**



**お子さまの健康が気になるときだからこそ、  
予防接種と乳幼児健診は、  
遅らせずに、予定どおり受けましょう。**

予防接種や乳幼児健診は、お子さまの健やかな成長のために  
一番必要な時期に受けていただくよう、  
市区町村からお知らせしています。  
特に赤ちゃんの予防接種を遅らせると、免疫がつくのが遅れ、  
重い感染症になるリスクが高まります。

## なぜ、予防接種や乳幼児健診を遅らせない方がよいの？

- 予防接種のタイミングは、感染症にかかりやすい年齢などをもとに決められています。
- 特に、生後2か月から予防接種を受け始めることは、お母さんからもらった免疫が減っていくときに、赤ちゃんがかかりやすい感染症（百日せき、細菌性髄膜炎など）から赤ちゃんを守るために、とても大切です。
- 乳幼児健診は、子どもの健康状態を定期的に確認し、相談する大切な機会です。適切な時期にきちんと乳幼児健診を受け、育児で分からないことがあれば、遠慮せずに医師、保健師、助産師などに相談しましょう。

## 予防接種や乳幼児健診に赤ちゃんを連れて行っても大丈夫？

- 医療機関や健診会場では接種を行う時間や場所に配慮し、換気や消毒を行うなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努めています。
- 予防接種はできるだけ事前に予約しましょう。一般の受診患者と別の時間や場所で受けられる医療機関もあります。
- 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認してください（※）。家に帰ったら、赤ちゃん、保護者とも、手洗いなどの感染対策をしっかりとしましょう。また、予防接種を受けた日もお風呂に入れます。

※体調が悪いときは、感染症を周りの人に感染させるおそれがあるので、予防接種や乳幼児健診に行くことはやめましょう。元気になったら、あらためて予定を立ててください。

## 新型コロナの流行で予防接種を受けそびれました。どうすればいい？

- 受けそびれてしまった場合は、できるだけ早く受けましょう。
- 新型コロナウイルス感染症の流行後に、外出自粛要請などの影響で予防接種を受けられなかった場合には、地域の事情に応じ、規定の接種期間を過ぎても接種できる場合があります。お住まいの市区町村にお問い合わせください。
- 子どもの予防接種は、決して「不要不急」ではありません。まだ接種期間内の方は、お早めに接種をおすすめください。

## ご不明の点は、かかりつけ医や、お住まいの市区町村にご相談ください

※乳幼児健診については、感染の状況等を踏まえ実施方法等を変更している場合がありますので、お住まいの市区町村の母子保健窓口にお問い合わせください。

### ～もっと詳しく知りたい方へ～

予防接種スケジュール（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/component/content/article/320-infectious-diseases/vaccine/2525-v-schedule.html>

日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール

[http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content\\_id=138](http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=138)

小さなお子さまがいらっしゃるみなさまに向けて、各分野の専門家からのメッセージを掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10996.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10996.html)

